

と やま けん だい き しょう がい ふく し けい かく
富山県第7期障害福祉計画

だい き しょう がい じ ふく し けい かく
(第3期障害児福祉計画)



れい わ ねん がつ
令和6年3月



目 次

I	基本的理念等	1
1	目的及び趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	基本的理念	4
4	計画の期間	7
5	区域の設定	8
6	障害福祉サービス等及び障害児支援の体系	10
II	令和8年度の成果目標の設定と目標達成のための方策	14
1	地域生活支援の充実	15
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	18
3	福祉施設入所者の地域生活への移行	21
4	福祉施設から一般就労への移行等	23
5	障害児支援の提供体制の整備等	27
6	相談支援体制の充実・強化等	32
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	34
III	各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量等（活動指標） の見込み及びその見込量の確保のための方策	35
IV	各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	54
V	指定障害福祉サービス等に従事する者の確保・定着及び資質の向上等のために講ずる措置	55
1	サービス提供にかかる人材の確保・養成	55
2	指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価	57
VI	富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項	58
1	専門性の高い相談支援事業	59
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	63
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	64
4	広域的な支援事業	65

5	各種人材の養成	67
6	その他	68

VII その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項

1	障害者等に対する虐待の防止	69
2	意思決定支援の促進	73
3	障害者等の社会参加を支える取組み	74
4	障害を理由とする差別の解消の推進	75
5	障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	77
6	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における研修等の充実	78
7	安全確保に向けた取組み	79

VIII 計画の達成状況の点検及び評価

IX 障害保健福祉圏域別の数値目標等

〈参考資料〉	106
--------	-----

I 基本的理念等

1 目的及び趣旨

近年、障害者を取り巻く環境は大きく変化しており、平成 25 年 6 月には、障害者基本法に謳われている差別の禁止の基本原則を具体化した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。本県においても、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、障害を理由とする差別の解消についての基本理念や県と県民の責務、県の施策の基本事項等を定めた「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が平成 26 年 12 月に制定され、法とともに平成 28 年 4 月に施行されました。

平成 28 年 5 月には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、障害児支援の提供体制を整備し、円滑な実施を確保するため、都道府県に対して障害児福祉計画の作成が義務付けられるとともに、平成 30 年には自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援などのサービスや重度訪問介護、保育所等訪問支援の拡大、障害福祉サービス等の情報公表制度の施行が、令和 7 年 10 月には就労選択支援が新しいサービスとして追加されることとなっています。

この富山県障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「本計画」という。）は、これらの法整備や諸状況の変化を踏まえ、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 8 年度末の目標を設定するとともに、令和 6 年度から令和 8 年度までの障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるようにするものです。

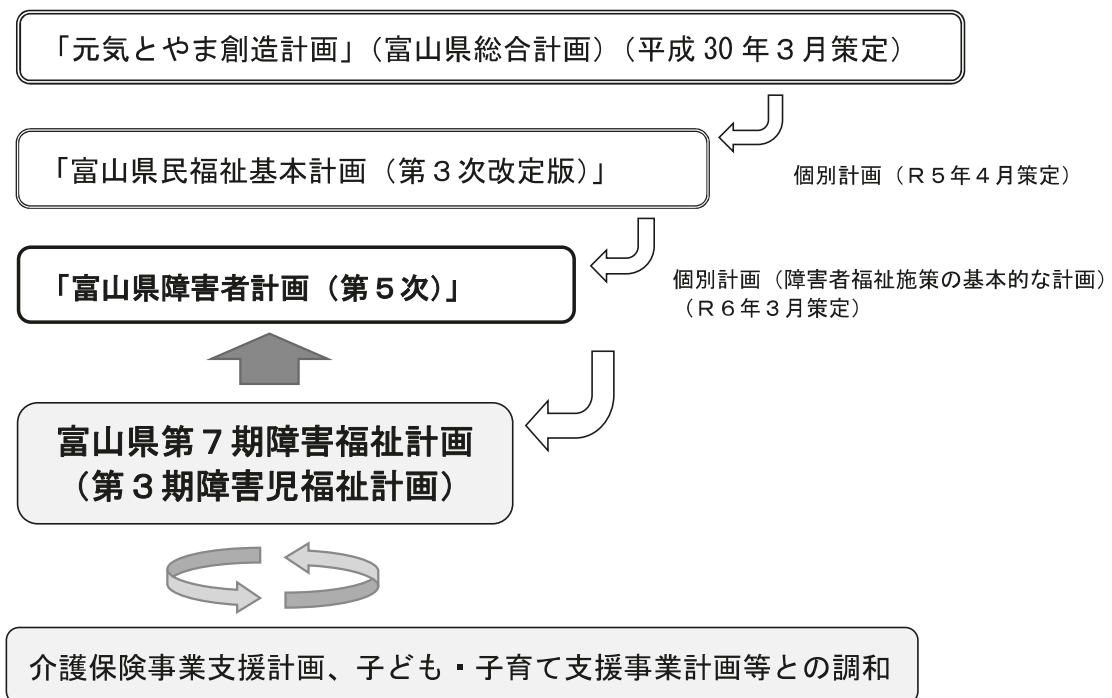
2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 89 条第 1 項に基づく富山県の障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項に基づく障害児福祉計画であり、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号（最終改正令和 5 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号）、以下「国指針」という。）」に即して策定するものです。

また、県介護保険事業支援計画、県子ども・子育て支援事業計画等との調和を図るとともに、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき、障害者のための施策に関する基本的な計画として平成 31 年 3 月に策定した「富山県障害者計画」のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置付けを有するものです。

2015 年に国際連合で採択された「持続可能な開発目標（SDG s）」は、2030 年を目標年とし、「誰一人取り残さない」を理念とする「世界共通の目標」であり、本計画はこの理念も踏まえ取組を推進します。

＜計画の位置付け＞



〈障害者計画との関係〉

障害者計画

障害者基本法第11条第2項

障害者のための施策に関する基本的な計画

中長期（本県は6年間）
（第5次計画：令和6年度～11年度）

富山県障害者計画

- 1 とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備
- 2 質の高い保健・医療体制の充実
- 3 個々のニーズに応じた福祉サービスの充実
- 4 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実

根拠条文

性格

計画期間

主な内容

障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者総合支援法第89条第1項
児童福祉法第33条の22第1項

障害福祉サービス、障害児支援等の確保に関する計画

3年間
（第7次計画：令和6年度～8年度）

- 1 令和8年度の成果目標の設定と目標達成のための方策
 - ①福祉施設入所者の地域生活への移行
 - ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ③地域生活支援の充実
 - ④福祉施設から一般就労への移行等
 - ⑤障害児支援の提供体制の整備等
 - ⑥相談支援体制の充実・強化等
 - ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築
- 2 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量等（活動指標）の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- 4 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置
- 5 富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項
- 6 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項

3 基本的理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとする障害者基本法や、障害者等の日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本とする障害者総合支援法の理念、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないとする児童福祉法の原理を踏まえ、次の点に配慮して計画を作成します。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、意思疎通手段の選択の機会の拡大等に配慮するとともに、その意思決定の支援に配慮します。

また、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び相談支援並びに市町村及び県の地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

引き続き、サービスの実施主体である市町村を基本とし、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者等であって 18 歳以上の者及び障害児を対象とする一元的なサービスの運営、充実を図り、市町村への適切な支援等を行うことにより、地域間で格差のある障害福祉サービスの均てん化を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。

さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法

律（平成 26 年法律第 50 号）に基づき特定医療費の支給認定を行う県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター、厚生センター・支所等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組みにより、障害福祉サービスの活用を促進します。

（３）地域共生社会の実現に向けた取組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めます。

特に、親の高齢化が進み 8050 問題が懸念される中、地域社会において「親亡き後の支援」や孤立化防止などの課題に対応できるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備することが重要です。具体的には、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、市町村における地域生活支援拠点等の整備やその機能強化、基幹相談支援センターとの効果的な連携等が円滑に行われるよう支援します。

また、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組み、市町村において地域生活課題の解決に資する包括的相談支援、多様な社会参加支援、地域づくりへの支援を一体的に提供する体制の整備の支援を推進します。

（４）地域生活の継続の支援、入所等から地域生活への移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援や生活を地域全体で支えるシステムを実現する観点から、地域生活の継続の支援、福祉施設入所や病院入院から地域生活への移行、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、NPO 等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）との連携、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、地域生活への移行が可能となる受け皿整備や、地域生活を継続的に支援するサービス提供体制を確保します。

さらに、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（５）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下、「医療的ケア児」という。）が、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

（６）障害福祉人材の確保・定着

障害者等の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保・定着を図る必要があります。

専門性を高めるための研修や、多職種間の連携、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、

I C T・ロボットの導入による業務の負担軽減・効率化等を関係者と協力して推進します。

(7) 障害者等の社会参加を支える取組定着

障害者等の地域における社会参加を促進するためには、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要であることから、障害者等の多様なニーズを踏まえた支援を検討します。

また、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者等が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるI C T活用等を促進します。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

令和8年度を目標年度として位置づけ、その目標年度（令和8年度）の数値目標を設定し、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定します。

5 区域の設定

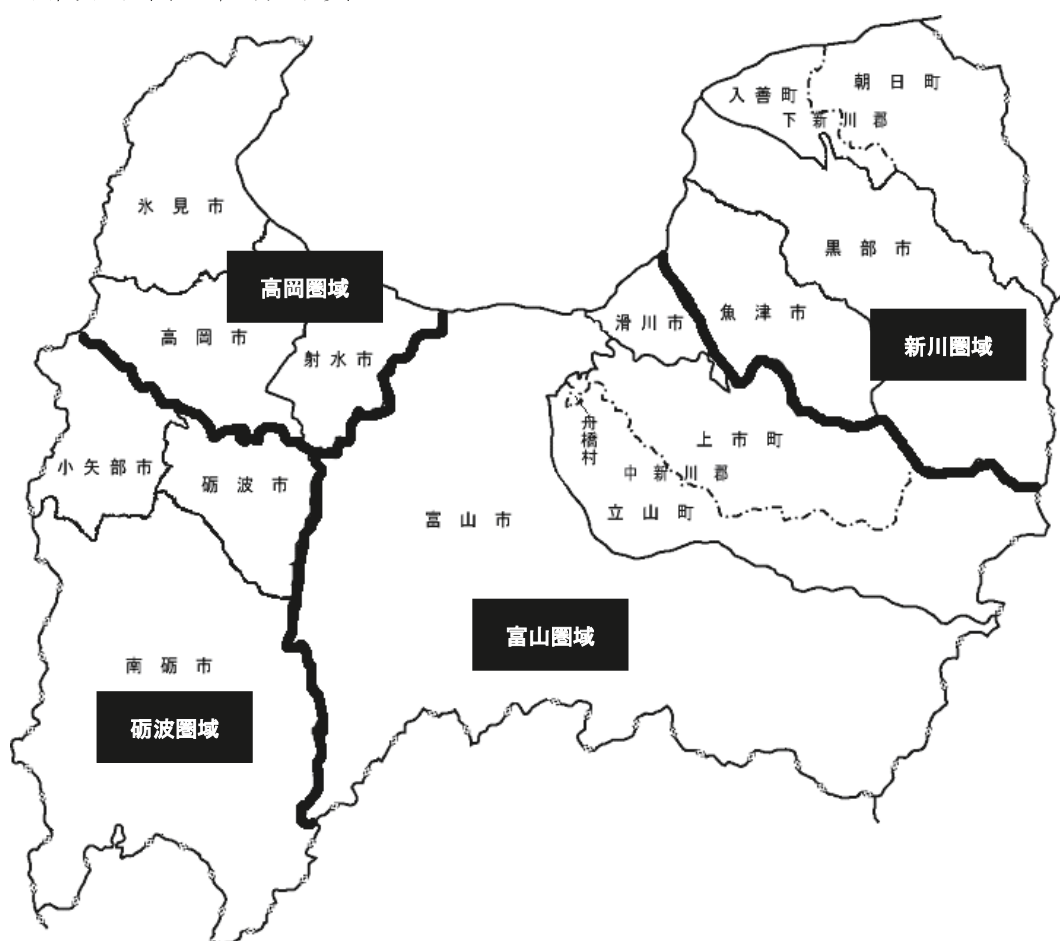
「富山県障害者計画（第5次）」で設定した障害保健福祉圏域と同一の4つの圏域（富山、高岡、新川、砺波）を設定し、障害者等の生活に密接に関わりを持つ保健、医療、福祉のサービスの連携や広域的なサービス体系の整備を推進します。

（単位：人）

圏域名	総人口	身体障害者	知的障害者	精神障害者	
		身体障害者 手帳 所持者数	療育手帳 所持者数	精神障害者 保健福祉手 帳所持者数	公費負担 通院患者数
富山圏域	484,278	21,097	4,020	4,457	7,552
高岡圏域	292,405	11,920	2,557	2,441	3,704
新川圏域	109,990	5,041	969	787	1,365
砺波圏域	120,440	5,239	1,182	1,025	1,670
県計	1,007,113	43,297	8,728	8,710	14,291

※令和5年3月31日現在（精神障害者の通院患者数については令和5年6月30日現在）

※総人口は令和5年9月1日現在



また、県内には、地域における障害者等への支援体制に関する課題についての情報を共有し、実情に応じた体制の整備等について協議を行う地域自立支援協議会が市町村又は圏域を単位として7箇所設置されています。

地域自立支援協議会による地域課題解決のための取組みに対して引き続き、支援を行います。

＜地域自立支援協議会の状況＞

圏域	協議会名	構成市町村
新川	新川地域自立支援協議会	魚津市、黒部市、入善町、朝日町
富山	滑川・中新川障害者地域自立支援協議会	滑川市、舟橋村、上市町、立山町
	富山市障害者自立支援協議会	富山市
高岡	射水市障がい者総合支援協議会	射水市
	高岡市地域共生社会推進協議会	高岡市
	氷見市地域自立支援協議会	氷見市
砺波	砺波地域障害者自立支援協議会	砺波市、小矢部市、南砺市

6 障害福祉サービス等及び障害児支援の体系

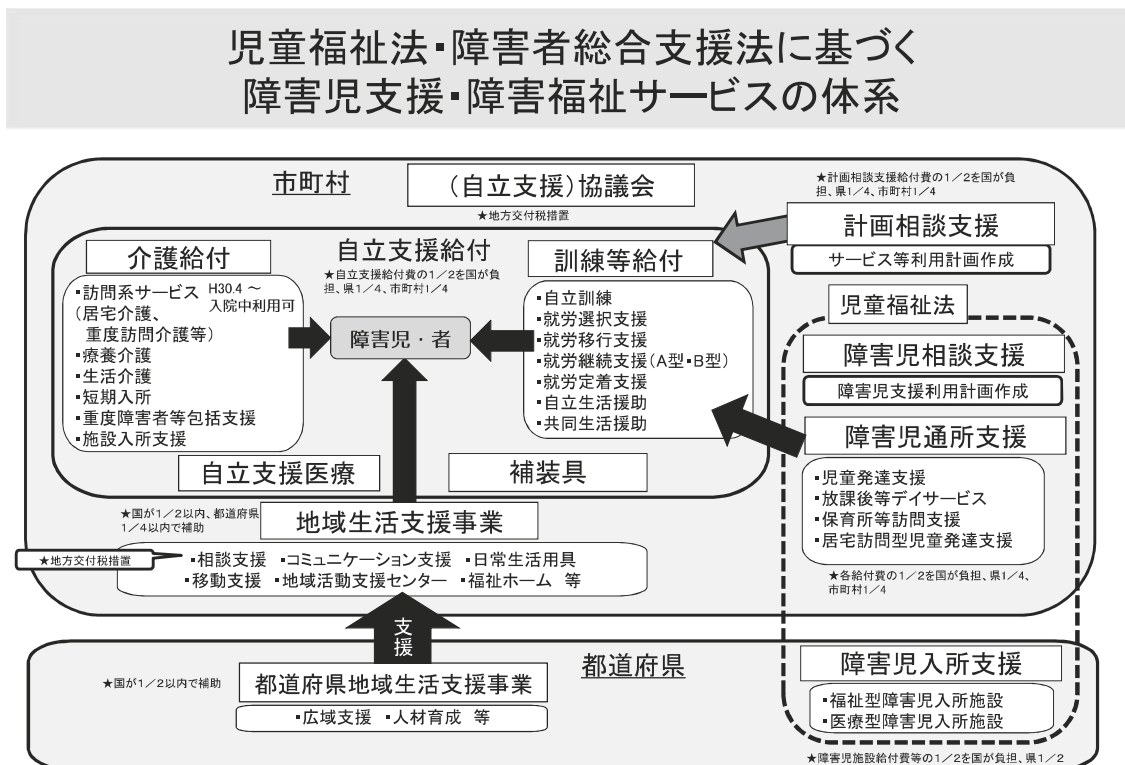
【障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像】

障害福祉サービス等は、個々の障害のある人々の障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

【児童福祉法による障害児支援の全体像】

児童福祉法に基づく障害児支援は、市町村が実施する「障害児通所支援（児童発達支援等）」と、都道府県が実施する「障害児入所支援」に大別されます。

<障害福祉サービス・障害児支援の体系>

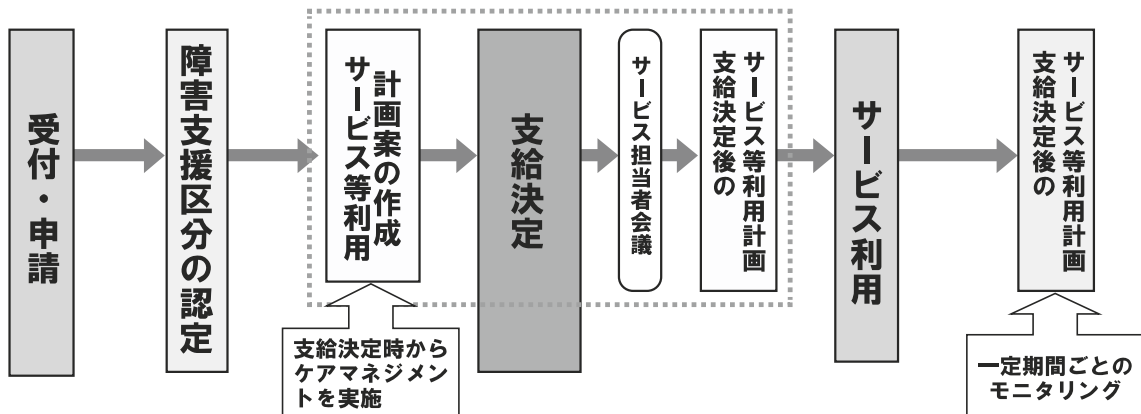


(出典：厚生労働省の図を加筆修正)

【サービス支給決定の流れ】

市町村は、省令で必要と定められている場合には、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行います。また、支給決定後のサービス等利用計画の作成、及びサービス開始後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）について、計画相談支援給付費を支給します。

障害児についても、児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成します。障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成します。（障害児に係る計画は、同一事業者が一体的（通所・居宅）に作成）



【指定障害福祉サービスの種類と内容】

介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等の実施	訪問系サービス
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に実施	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援の実施	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援の実施	
	重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に実施	
訓練等給付	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等の実施	日中活動系サービス
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話の実施	
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供	
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等の実施	居住系サービス
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練の実施	日中活動系サービス
	就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用した支援の実施	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施	
	就労継続支援 (A型＝雇用型) (B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施	
	就労定着支援	福祉施設から一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題解決のための連絡調整や指導、助言の実施	
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うための、定期的な居宅訪問や随時の対応による支援の実施	居住系サービス
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等や、相談や日常生活上の援助の実施	

【障害児支援の種類と内容】

障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与及び治療	(実施主体) 市町村
	放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与	
	保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与	
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供	
児童発達支援センター	児童発達支援センター	施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設	
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与	(実施主体) 都道府県
	医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療	

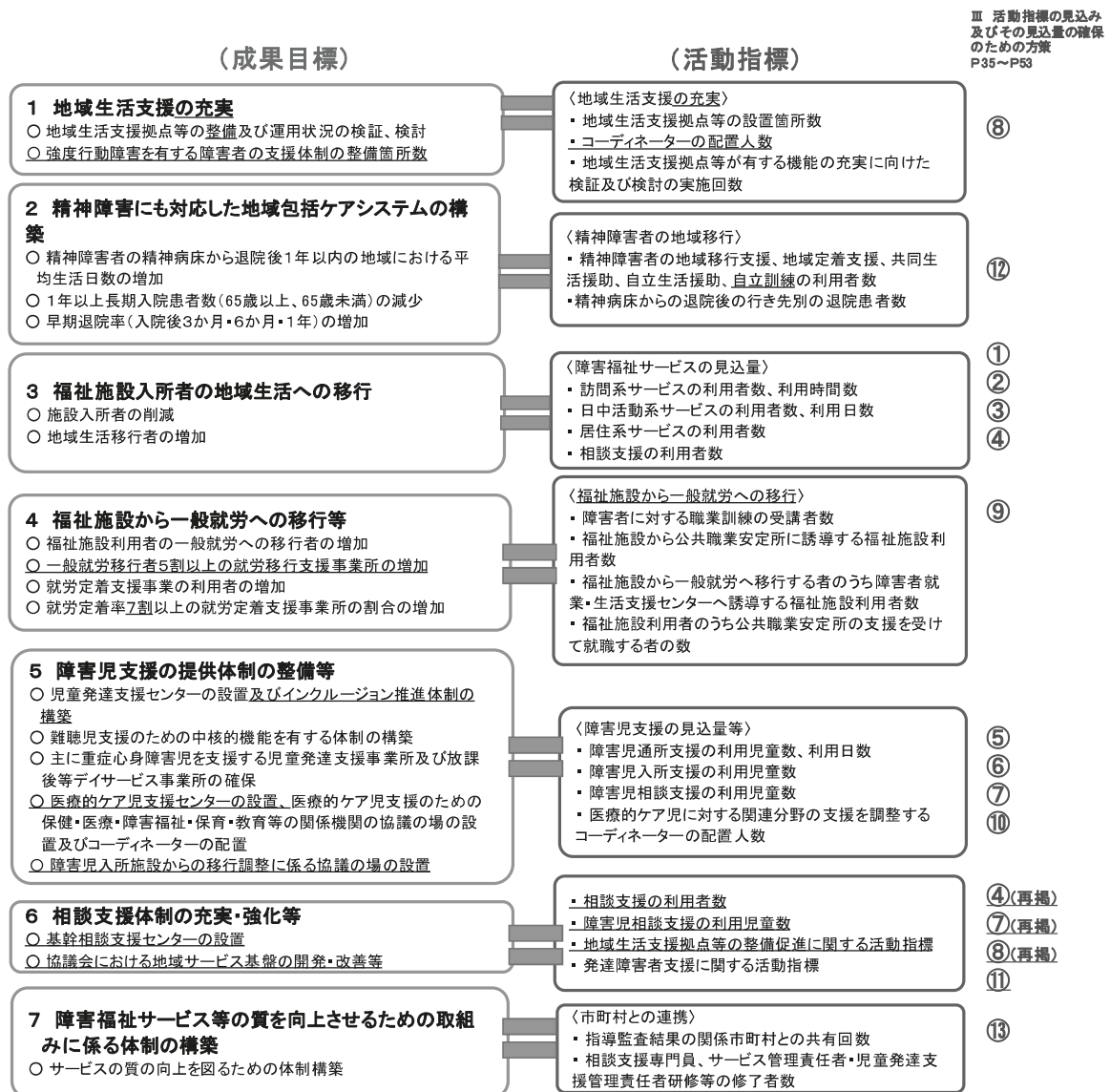
【相談支援サービスの種類と内容】

計画相談支援	サービス利用支援	障害者の心身の状況や環境を勘案し、利用するサービスの内容を定めたサービス等利用計画を作成	障害者総合支援法
	継続サービス利用支援	サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、計画の見直しや変更を行う	
地域相談支援	地域移行支援	施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住居の確保その他の地域に移行するための活動に関する助言を行う	
	地域定着支援	地域で一人暮らしをしている障害者と常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等を行う	
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児の心身の状況や環境を勘案し、利用するサービスの内容を定めた障害児支援利用計画を作成	児童福祉法
	継続障害児支援利用援助	障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、計画の見直しや変更を行う	

II 令和8年度の成果目標の設定と目標達成のための方策

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、各市町村により設定された目標値を踏まえて、次に掲げる事項について成果目標を設定します。また、これらの成果目標を達成するため、労働部局との連携に関する事項や、後述する障害福祉サービスの見込み量等について活動指標を設定します。

＜成果目標と活動指標の関係＞



1 地域生活支援の充実

【現状及び目標設定の考え方】

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や定着、就労支援といった課題に対応した居住支援機能（グループホーム、障害者支援施設）に地域支援機能（ショートステイ、コーディネーターの配置等）を集約・付加した拠点（地域生活支援拠点）、もしくはこれらの機能を地域の複数機関が分担して担う面的な体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現が求められています。

【成果目標】

項 目	第6期 目標値	R5 実績見込	目標値	考え方
地域生活支援拠点 の整備箇所数	7 箇所	7 箇所	7 箇所	令和8年度末までに各地域 自立支援協議会で少なくと も1箇所
強度行動障害を有 する障害者の支援 体制の整備箇所数		1 箇所	7 箇所	令和8年度末までに各地域 自立支援協議会で少なくと も1箇所

なお、地域生活支援拠点等については、その機能の充実のため、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、その機能を充実させていくことを目指します。

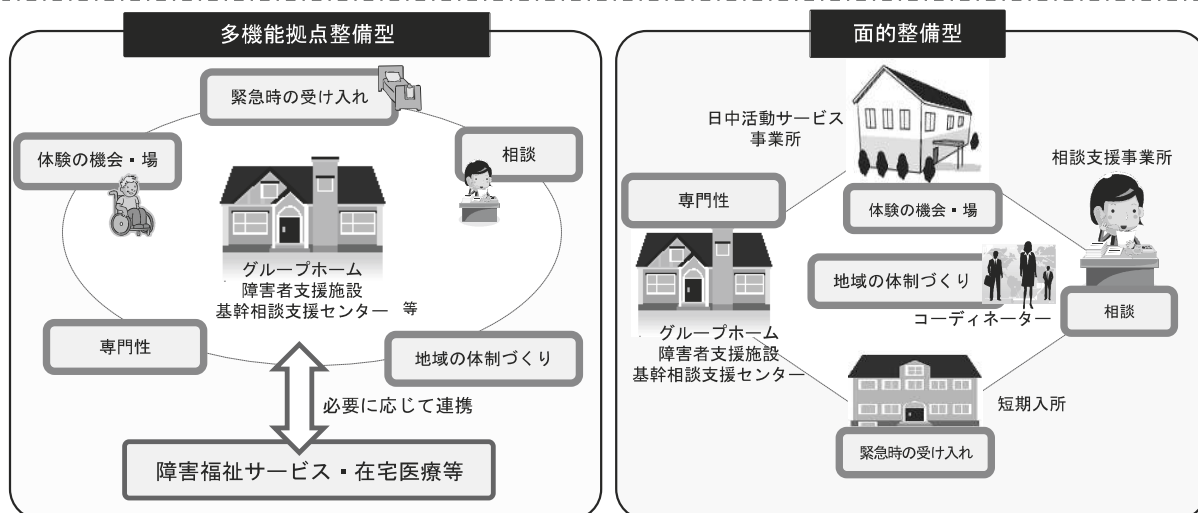
また、強度行動障害を有する障害者等の支援体制の充実を図るために、市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備します。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



（出典：厚生労働省 障害保健福祉関係主管課長会議資料）

【国指針】地域生活支援の充実

<成果目標>

○ 地域生活支援拠点等の整備

令和8年度末までの間に、各市町村（複数市町村による共同整備を含む。）に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、その機能を充実年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

○ 強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備

令和8年度末までの間に、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

【目標達成のための方策】

- ・ 拠点等の整備が円滑に進むように、必要に応じて研修や説明会を開催するなど、地域自立支援協議会の取組みの支援に努めます。
- ・ 拠点等としての役割を評価する障害福祉サービス等報酬における加算の周知を図り、拠点等の整備促進や機能充実に努めます。

- ・ 障害の重度化、障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の状況に応じ、居住支援機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応など）に地域支援機能（地域の体制づくりの支援など）を集約・付加した拠点（地域生活支援拠点）若しくはこれらの機能を地域の複数機関が分担して担う面的な体制の整備を推進します。

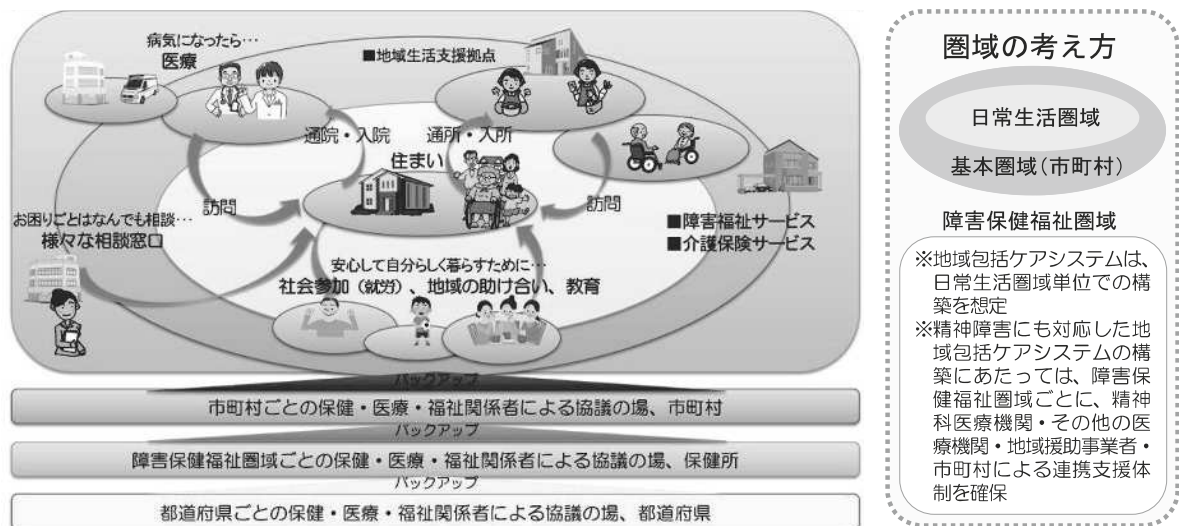
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【現状及び目標設定の考え方】

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要です。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していく必要があります。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）



(出典：厚生労働省資料)

県では、今後も引き続き入院者に対する退院意欲の喚起や地域生活を支えるためのサービスの充実等により地域生活への移行を進めていくこととしており、地域における平均生活日数の目標値については、国指針に即して、令和8年度末時点における平均生活日数を325.3日以上とすることを目指します。また、国指針に示される式に基づき、令和8年度末時点の65歳以上の1年以上長期入院患者数の目標値を986人、65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を584人とし、これを勘案して各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを設定します。退院率の目標値については、国指針に即して、令

和8年度末時点における入院3箇月時点の退院率を68.9%以上、入院後6箇月時点の退院率84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上とすることを目指します。

※基盤整備量

1年以上の長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって地域移行が可能であるとの考え方にに基づき、国の基本指針の算定式により推計される当該精神保健医療福祉体制の整備量（利用者数）です。

政策効果によって地域移行が見込まれる長期入院患者数*と同値です。

※将来の入院患者数は、国が基本指針に基づき、入院患者の年齢構成の変化等の政策効果以外の要因と政策効果の要因を勘案して推計しています。

【成果目標】

項 目	基準	目標値	(参考) 第6期 目標値	考え方
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	H30 323日	325.3日 以上	316日 以上	精神病床からの退院者（入院後1年以内に限る）の退院日から1年間の地域平均生活日数の合算／精神病床からの退院者（入院後1年以内に限る）総数
1年以上長期入院患者数(65歳以上)	R4 1,266人	986人	771人	6月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65歳以上の者の数
1年以上長期入院患者数(65歳未満)	R4 646人	584人	552人	6月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65歳未満の者の数
入院後3箇月時点の退院率	H29 61%	68.9% 以上	69% 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3箇月以内に退院した者の割合
入院後6箇月時点の退院率	H29 73%	84.5% 以上	86% 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して6箇月以内に退院した者の割合
入院後1年時点の退院率	H29 80%	91% 以上	92% 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して1年以内に退院した者の割合

【国指針】精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<成果目標>

- 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 精神病床における一年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率（入院後3箇月時点、入院後6箇月時点、入院後1年時点）
令和8年度末における入院後3箇月時点、入院後6箇月後時点及び入院後1年時点の退院率の目標値を、それぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91%以上として設定することを基本とする。

【目標達成のための方策】

- ・ 精神障害者が地域生活に移行できるよう、保健・医療・福祉分野の従事者のほか、メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズなど、地域生活を支援する人材の育成や資質の向上を行い、地域における受入れ基盤の拡充を促進します。
- ・ 精神障害者の相互の交流を促進するとともに、精神障害者家族への相談支援のための事業を推進します。
- ・ 多職種（医師、看護師、保健師、相談支援専門員、ピア・フレンズなど）チームによる訪問支援により必要な精神医療・福祉サービスにつなげ、精神障害者本人や家族が安心して地域生活が継続できるような支援体制を整備するよう努めます。

3 福祉施設入所者の地域生活への移行

【現状】

本県の令和5年度末の地域生活への移行者数は、令和元年度末時点の施設入所者数の2.2%（29人）と、国指針（第6期：6%以上）を下回る見込みです。一方、施設入所者の削減数については、2.2%（29人）と、国指針（第6期：1.6%以上）を上回る見込みです。

今回、国指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とするとされています。

第7期計画においては、国指針を踏まえつつ、現在の利用者の実態、過去の実績等を考慮し、3.4%（44人）が地域生活へ移行するとともに、令和8年度末の施設入所者数についても、2.5%（33人）の減少を見込みます。

項 目	第6期 目標値	R5 実績見込	見込値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数(A)	1,333人 ※令和元年度末時点		1,303人 (基準値)	福祉施設※1に入所している障害者
令和8年度末の施設入所者数(B)	1,297人 ※令和5年度末の目標	1,304人	1,270人	
入所者減少見込数 (A-B)	36人	29人	33人	令和8年度末段階での減少見込数
地域生活移行者数	71人	29人	44人	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行※2する者の数

※1 障害者支援施設

※2 住まいの場を施設からグループホーム、公営住宅等へ移すこと

【国指針】福祉施設の入所者の地域生活への移行

<成果目標>

○ 入所者減少数

令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。

○ 地域生活移行者数

令和8年度末において令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が移行することを基本とする。

【地域移行のための方策】

- ・ 県民に障害及び障害者等に対する正しい理解が広く浸透し、障害者等が安心して地域生活を送ることができるよう、啓発・広報活動や学校・地域における福祉教育を積極的に推進します。
- ・ 高齢者や障害児（者）等が住み慣れた地域で快適に暮らし続けられるよう、共生型サービス（富山型デイサービス等）の普及に努めます。
- ・ 共生型サービス（富山型デイサービス等）を担う人材の育成・確保に努めるとともに、事業所の立ち上げや施設整備に対して支援し高齢者のデイサービス等から富山型デイサービスへの転換を促進します。
- ・ 地域住民と地域の保健、医療、福祉関係者（保健師、かかりつけ医、ホームヘルパー、障害者相談員等）が連携して「ふれあいコミュニティ・ケアネット21」事業を展開し、障害者等が安心して生活できる環境づくりを進めます。
- ・ 入所施設利用者等が地域生活に移行できるよう、市町村や関係機関等と連携して、地域の理解促進に努めるとともに、県、市町村、各種団体、福祉施設等が行う各種行事を通じて、地域での交流・ふれあいを促進します。
- ・ 地域移行の受け皿となるグループホームの整備を推進していきます。
- ・ 地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者への支援等を進めるため、地域生活支援拠点等の整備を推進していきます。
- ・ 障害のある人の高齢化・重度化や親の高齢化が進む中で、親亡き後に備えて安心して生活ができるよう、地域において受け皿となる障害福祉サービスを充実します。
- ・ 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、自立に向けてグループホームの体験の機会やショートステイを確保します。
- ・ 軽度の障害のある人をはじめ、中重度の障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、障害のある人の地域での住まいの場であるグループホームの整備を支援します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

【現状及び目標設定の考え方】

福祉施設から一般就労への移行については、第6期計画において、令和5年度は年間170人が一般就労に移行することを目標としましたが、社会情勢の影響等もあり、令和3年度は年間129人、令和4年度は年間140人の実績となっています。

今回、国指針では、令和8年度中に福祉施設から一般就労する者等の数値目標として、令和3年度末時点の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とするとされています。このうち、就労移行支援事業については、1.31倍以上、就労継続支援A型事業については、概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.28倍以上を目指すことなどとされています。

第7期計画では、就労支援に係る施策の一層の充実を図るとともに、過去の実績も踏まえ、令和3年度に福祉施設から一般就労した人数（129人）の1.40倍以上が令和8年度中に一般就労すること、さらに事業所ごとの実績の確保向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、令和8年度において、令和3年度の就労定着支援事業の利用者数の1.57倍以上とすること、また、就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所が就労定着支援事業所全体の2割5分以上となることを目指します。

加えて、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、自立支援協議会の就労支援部会（圏域ネットワーク会議）等の取り組みをさらに進めることを目標とします。

【成果目標】

項 目	第6期 計画値	R3実績	目標値	考え方
一般就労移行者数 (年間)(A)	170人	129人	180人 (1.40倍)	令和8年度において福祉 施設※3を退所し、一般就 労※4する人の数
就労移行支援事業 の利用者の一般就 労への移行 ((A)の内数)	70人	56人	75人 (1.34倍)	就労移行支援事業の利用 者のうち、一般就労への移 行者数の見込み
一般就労へ移行し た者の割合が5割 以上の就労移行支 援事業所の割合			50%	一般就労へ移行した者 の割合が5割以上の就 労移行支援事業所の割 合
就労継続支援A型 事業の利用者の一 般就労への移行 ((A)の内数)	61人	51人	76人 (1.49倍)	就労継続支援A型事業の 利用者のうち、一般就労へ の移行者数の見込み
就労継続支援B型 事業の利用者の一 般就労への移行 ((A)の内数)	35人	12人	27人 (2.25倍)	就労継続支援B型事業の 利用者のうち、一般就労へ の移行者数の見込み
就労定着支援事業 の利用者数		58人	91人 (1.57倍)	就労移行支援事業等を通 じた一般就労移行者のう ち、就労定着支援事業の利 用者の割合
就労定着率7割以 上の就労定着支援 事業所の割合		50%	25%	就労定着率が7割以上の 就労定着支援事業所の就 労定着支援事業所全体に 占める割合

※3 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

※4 企業等に就職した者（就労継続支援A型の利用者となった者を除く）、在宅就労した者、自ら起業した者

【国指針】福祉施設から一般就労への移行等

<成果目標>

○ 一般就労移行者数（※）

令和8年度中に一般就労へ移行する者の目標値として、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

○ 就労移行支援事業における一般就労への移行（（※）の内数）

令和8年度中に一般就労へ移行する者の目標値として、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

○ 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合

令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

○ 就労継続支援A型事業における一般就労への移行（（※）の内数）

令和8年度中に一般就労へ移行する者の目標値として、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを目指すこととする。

○ 就労継続支援B型事業における一般就労への移行（（※）の内数）

令和8年度中に一般就労へ移行する者の目標値として、令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを目指すこととする。

○ 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度中に就労定着支援事業の利用者数の目標値として、令和3年度の就労定着支援事業の利用者数実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

○ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

令和8年度における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所が就労定着支援事業所全体の2割5分以上とすることを基本とする。

○ 地域の就労支援のネットワークの強化、協議会を活用した関係機関の連携支援体制の構築

地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉党の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会（圏域ネットワーク会議））等を設けて取り組みを進めることを基本とする。

【目標達成のための方策】

- ・ 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など、それぞれの障害特性に応じた就労支援をきめ細かく実施するため、障害者の就労支援機関や医療機関、発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、難病相談・支援センター、若年性認知症相談・支援センターなどとの連携を強化します。
- ・ 「特別支援学校就労応援団とやま」を活用して、特別支援学校に在籍する児童生徒のキャリア教育・就労支援に対する、企業等への理解啓発を進めます。
- ・ 特別支援学校の小・中学部段階から企業等の仕事体験ができる機会をつくります。

- ・ 特別支援学校において、VR や人型ロボット等の最新の ICT 機器を活用し、職場のバーチャル体験や同僚等とのコミュニケーションを向上する授業づくりを進めます。
- ・ 各特別支援学校で、教育、労働、福祉、企業、保護者等からなるキャリア教育・就労支援のネットワークを強化するための会議を開催するとともに、高等特別支援学校に障害者の就労に関する専門家を配置し、職場開拓、就業体験、就職後のアフターケア等の充実に努めます。
- ・ 特別支援学校の生徒等の就労支援を推進するため、個別の教育支援計画を作成し、関係機関、福祉施設、企業や富山型デイサービス事業所等との情報の共有化に努める等、一層の連携を図ります。

5 障害児支援の提供体制の整備等

【現状及び目標設定の考え方】

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすためには、保健、医療、障害福祉、保育、教育、労働等各分野の連携のもと、一人ひとりのニーズや障害の特性に応じてきめ細かな支援を行い、乳幼児期から成人期まで一貫して計画的に教育や療育を行うことが重要です。

こうしたことから、国の指針を踏まえ、以下の①から⑤のとおり目標を設定し、障害児支援の体制の整備を進めます。

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけたうえで、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを県内4圏域に1箇所以上設置します。

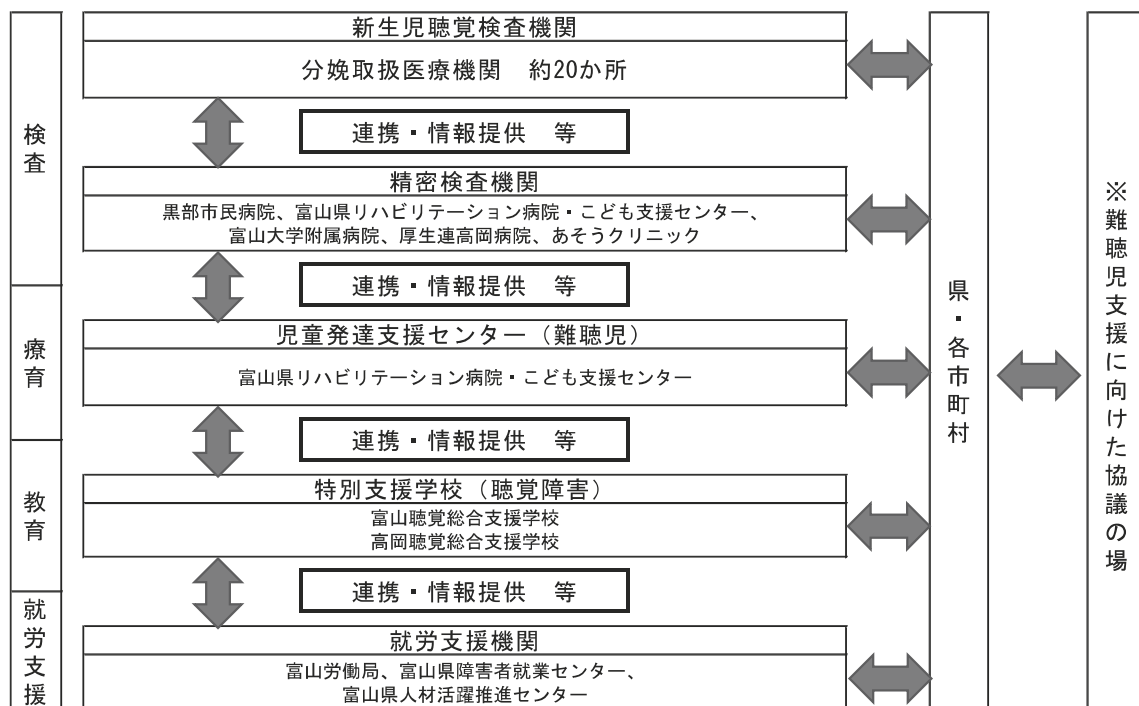
また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センター等による保育所等訪問支援の充実に努めます。

【成果目標】

項 目	R5 実績見込	成果目標	考え方
児童発達支援センターの設置数	4 圏域 (5 箇所)	4 圏域 (6 箇所以上)	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置可）
インクルージョン推進体制の構築		4 圏域 (5 箇所)	保育所等訪問支援等を活用しながらインクルージョンを推進する体制の構築（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置可）

② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、中核的機能を果たす体制整備を進めるとともに、新生児聴覚検査から治療、療育、教育、就労に至るまで、ライフステージに応じて適切な支援を行うため、保健、医療、福祉、教育、行政等の関係機関の連携体制の構築に向けた取組みを推進します。



※協議の場：医療、福祉、教育、就労、当事者・関係団体等で構成

【成果目標】

令和8年度末までに、県内において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児の支援のための中核的機能を有する体制を確保します。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を県内4圏域に、放課後等デイサービス事業所を県内4圏域に確保します。

【成果目標】

項 目	R5 実績見込	成果目標	考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	3 圏域	4 圏域 (12 箇所)	令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各圏域または各自立支援協議会に1箇所以上確保
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3 圏域	4 圏域 (12 箇所)	

④ 医療的ケア児等支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

本県では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内に「富山県医療的ケア児等支援センター」を開設しています。専任の医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児等及びその家族に対する相談支援のほか、支援人材の育成、地域における支援体制整備等に取り組んでいます。また、引き続き、県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場において、随時協議を行うとともに、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置し、多分野にまたがる支援を行います。

【成果目標】

項 目	R5 実績見込	成果目標	考え方
医療的ケア児等支援センターの設置	1 箇所	1 箇所	県に1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1 箇所 (県)	1 箇所 (県)	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、引き続き、県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場において、随時協議を開催する(県に1箇所、圏域に1箇所、各市町村に1箇所)。
	4 圏域 (各圏域)	4 圏域 (各圏域)	
	15 市町村 (各市町村)	15 市町村 (各市町村)	

医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置	1 箇所	1 箇所	県への配置を見込む
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	16 箇所	16 箇所	県及び各市町村への配置を見込む

⑤ 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、関係機関と連携し体制整備に努めます。

【成果目標】

【国指針】障害児支援の提供体制の整備等

＜成果目標＞

○ 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及びインクルージョン推進体制の構築

令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とする。

児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用しながら、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

○ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

令和 8 年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。

○ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和 8 年度末までに、各市町村又は各圏域に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 箇所以上整備することを基本とする。

○ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末までに各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、県、各圏域及び市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

○ 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

【目標達成のための方策】

- ・ 児童発達支援センターにおいて、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と密接な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。
- ・ 県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携による支援体制の構築を図ります。
- ・ 難聴児支援について、医療・保健・福祉・教育・関係団体等から構成される協議の場を設置し、ライフステージに応じた切れ目ない支援に向けた連携体制を構築します。
- ・ 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケアが必要な障害児者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供や助言を行うほか、医療的ケア児等支援コーディネーターをはじめとした支援人材の育成、市町村が行う支援体制整備の後方支援を行います。
- ・ 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための協議の場を設置するなど、円滑な移行調整に努めます。

Ⅱ

6 相談支援体制の充実・強化等

【現状及び目標設定の考え方】

指定特定相談支援事業所や指定障害児相談支援事業所は、計画相談支援の対象が原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数や従業者数が増加してきていることから、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化するなど、市町村又は圏域において相談支援体制の更なる充実にに向けた取組みが求められています。

そのため、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保できるように支援します。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努め、また、自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制が確保されるよう支援します。

【成果目標】

項 目	第6期 計画値	R5実績 見込	目標値	考え方
基幹相談支援センターの設置箇所数		3箇所	7箇所	令和8年度末までに各地域自立支援協議会で少なくとも1箇所

【国指針】相談支援体制の充実・強化等

<成果目標>

令和8年度末までに、各市町村(複数市町村による共同設置も含む。)において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努め、また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【目標達成のための方策】

- ・ 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の一層の充実・強化を図り、障害者等からの相談対応、情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。なお、県はアドバイザーを派遣するなど広域的な立場から市町村の取組みを支援します。
- ・ 厚生センター、障害者相談センター、児童相談所、心の健康センター等の行政機関における相談支援体制の充実や、地域における相談支援の拠点である基幹相談支援センターの設置に対する支援など、総合的・専門的な相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対しては、地域の実情も踏まえ設置に向けた積極的な働きかけを行い、相談支援体制の強化に努めます。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

【現状及び目標設定の考え方】

障害福祉サービス等が多様化し、事業者の参入も増えている中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供することが重要です。

そのためには、県や市町村が障害者等が障害福祉サービス等の利用状況を把握し、真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているかの検証、相談支援専門員やサービス管理責任者等の計画的な養成、意思決定支援に関する研修の推進など、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築していく必要があります。

【成果目標】

令和8年度末までに、本計画Ⅲ章の⑬障害福祉サービスの質を向上させる取組みで活動指標として掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築します。

【国指針】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築 ＜成果目標＞

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

【目標達成のための方策】

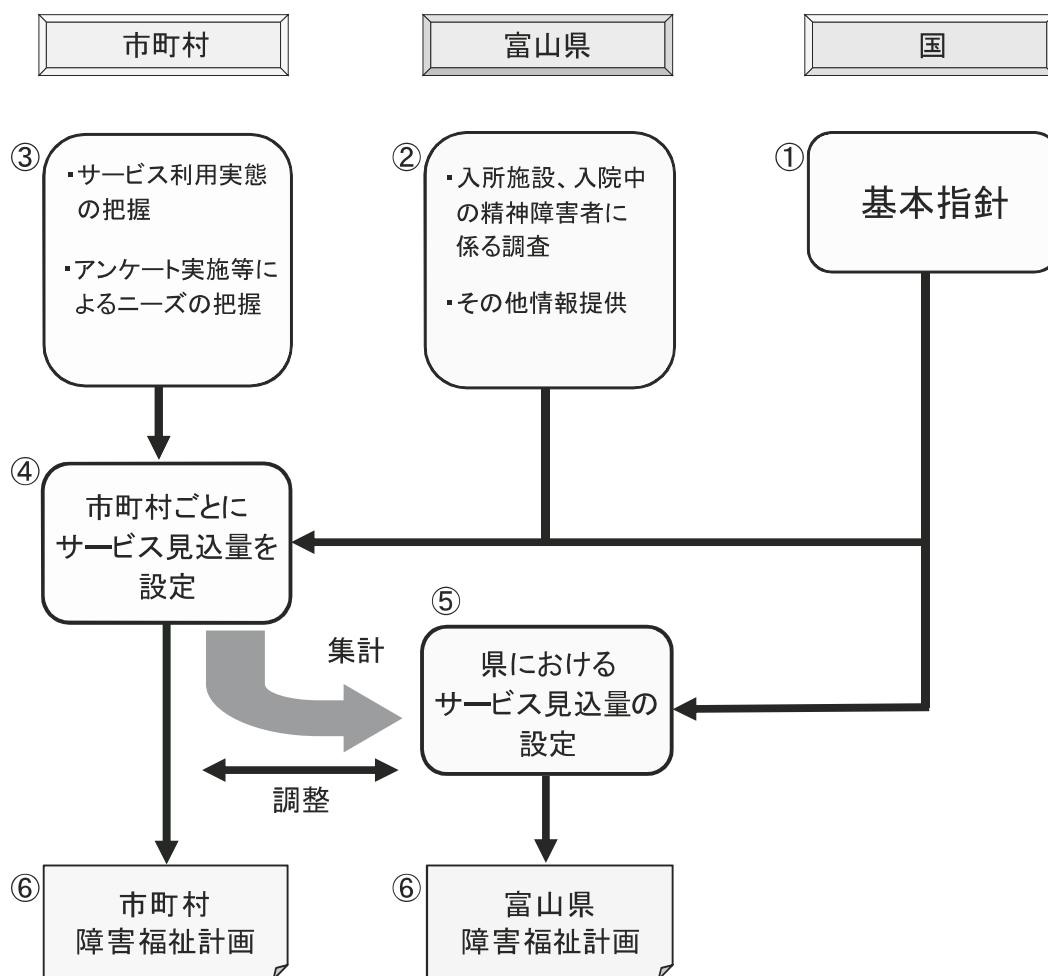
- ・ 専門職員の養成研修などによる意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、必要な意思決定の支援が行われることを推進します。
- ・ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置の徹底など、虐待の早期発見や防止に向けた取組みを推進します。

Ⅲ 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量等(活動指標)の見込み及びその見込量の確保のための方策

各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

原則として、市町村障害福祉計画における見込み量を積上げたものを基本としながら、各サービスの必要量を見込んでいます。

【見込み量算定イメージ】



各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量等(活動指標)の見込み及びその見込量の確保のための方策

① 訪問系サービス

訪問系サービスについては、原則として、市町村障害福祉計画における見込み量を積み上げたものを基本としながら、必要量を見込んでいます。

なお、同行援護については、地域生活支援事業（移動支援事業に限る。）の利用者のうち、重度の視覚障害者数を勘案して利用者数及び見込み量を定めています。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
居宅介護	利用者数	人	767	717	745	781	817	856
	利用量	時間分	10,364	9,173	9,460	10,074	10,545	11,027
重度訪問介護	利用者数	人	22	25	26	32	33	36
	利用量	時間分	8,355	8,441	9,443	11,137	11,497	12,098
同行援護	利用者数	人	81	92	105	112	115	121
	利用量	時間分	993	1,413	1,525	1,593	1,637	1,702
行動援護	利用者数	人	55	65	70	80	86	93
	利用量	時間分	1,052	1,155	1,185	1,280	1,372	1,472
重度障害者等 包括支援	利用者数	人			0	3	3	6

【見込量確保のための方策等】

- ・ 障害者等が自宅において介護や家事等の日常生活の支援や外出時の介助等の必要な支援を受けつつ、自立した生活を送ることができるよう、また、高齢になっても、強度行動障害があっても、地域で生活できるよう、在宅サービスの提供体制の整備促進に努めます。
- ・ 障害者総合支援法に基づく制度が、市町村において円滑に運用されるよう、指定サービス事業者等の各地域における社会資源に関する情報等の収集を行い、市町村への情報提供に努めます。

- ・ 障害者等のニーズに的確に対応したサービスが円滑に提供されるよう、市町村からの照会等に対応するとともに、各種研修会、説明会等を実施し、人材の養成や従事者の資質向上を図ります。
- ・ 老障家庭など困難な課題を抱える家庭に対して、高齢者支援のヘルパーと障害者支援のヘルパーとの連携、ケアマネジャーと相談支援専門員との連携など、介護分野と障害分野との連携を推進し、包括的な支援に努めます。

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、原則として、市町村障害福祉計画における見込み量を積み上げたものを基本としながら、必要量を見込んでいます。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

※「人日分」：月間の利用人員×平均利用日数

区 分	単 位		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
生活介護	利用者数	人	2,540	2,545	2,589	2,633	2,662	2,692
	利用量	人日分	50,586	51,127	49,315	50,896	51,470	52,046
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	11	11	11	18	18	19
	利用量	人日分	145	170	183	290	290	298
就労選択支援	利用者数	人	—	—	—	—	44	59
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	61	76	71	80	83	84
	利用量	人日分	844	1,150	1,055	1,253	1,295	1,301
就労移行支援	利用者数	人	124	148	163	187	203	223
	利用量	人日分	1,985	2,275	2,477	2,988	3,254	3,533
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	1,328	1,318	1,360	1,390	1,420	1,449
	利用量	人日分	26,789	26,764	26,532	27,505	28,051	28,648
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	2,391	2,518	2,611	2,697	2,782	2,871
	利用量	人日分	42,863	46,056	45,459	47,831	49,403	51,012
就労定着支援	利用者数	人	60	54	59	75	84	94
療養介護	利用者数	人	291	291	295	302	304	306
短期入所 (福祉型、医療型)	利用者数	人	189	187	258	297	321	345
	利用量	人日分	1,076	942	1,223	1,478	1,606	1,731

【見込量確保のための方策等】

- ・ 障害者総合支援法に基づく制度が、市町村において円滑に運用されるよう、指定サービス事業者等の各地域における社会資源に関する情報等の収集を行い、市町村への情報提供に努めます。

- ・ サービスが不足している地域においては、障害者等が身近なところで日中活動系サービスを利用できるよう、事業者の参入を積極的に進め、サービス提供体制の充実を図っていきます。
- ・ 障害者等のニーズに的確に対応したサービスが円滑に提供されるよう、市町村からの照会等に対応するとともに、各種研修会、説明会等を実施し、人材の養成や従事者の資質向上を図ります。
- ・ 「富山県工賃向上支援計画」（第6期計画期間：令和6年度～令和8年度）に基づき、自主製品の創出や経営ノウハウの導入、新たな就労分野の開拓など、工賃向上に取り組む障害者就労支援事業所を支援します。
- ・ 県や市町村において「障害者優先調達推進法」に基づいて調達方針を毎年作成し、障害者就労施設等からの優先的発注に努めるとともに、「ハーティとやま」等のイベント販売等により、製品の販路の確保、拡大に努めます。
- ・ 障害者の新たな就労・雇用の場の確保や農業における担い手不足などの課題を解消する「農福連携」を推進し、障害福祉サービス事業所等と農家・農業法人等とのマッチングを支援します。

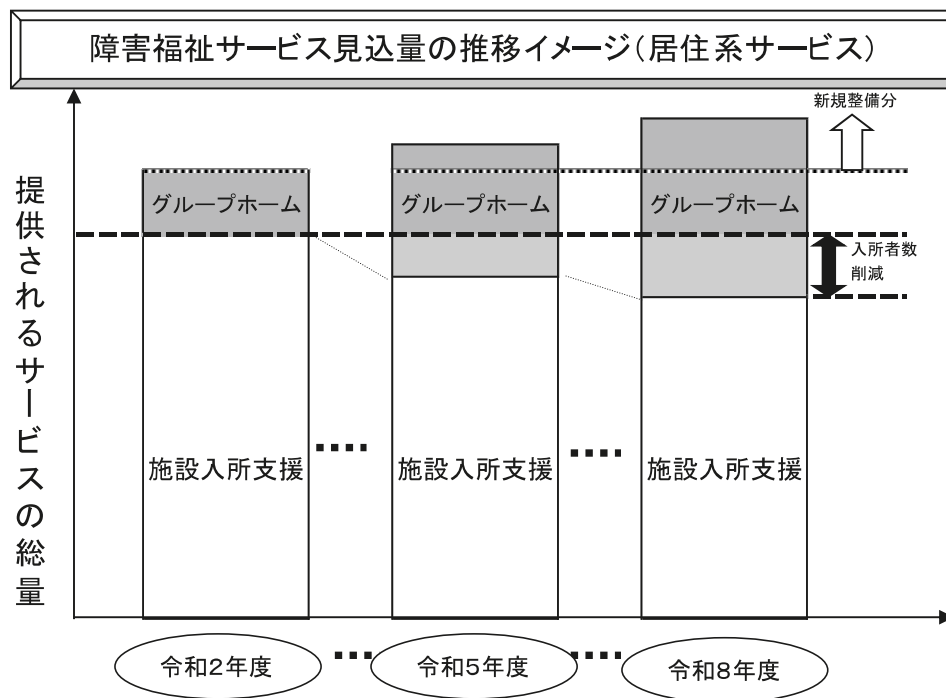
③ 居住系サービス

居住系サービスについては、原則として、市町村障害福祉計画における見込み量を積み上げたものを基本としながら、必要量を見込んでいます。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
施設入所支援	利用者数	人	1,321	1,303	1,303	1,294	1,283	1,271
自立生活援助	利用者数	人	0	6	6	14	16	19
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	992	1,028	1,070	1,108	1,147	1,183

【サービス見込み量のイメージ】



※上記の図は単純化して例示したものであり、実際の推移とは異なる

【見込量確保のための方策等】

- ・ 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、日中活動の場（生活介護事業、就労継続支援事業、地域活動支援センター等）と、住まいの場（グループホーム）について、バランスに配慮しつつ計画的に整備を促進します。
- ・ 施設入所者の高齢化や障害の重度化・重複化に対し、地域移行の体制整備の方策も検討しながら、国の検討事項等を踏まえ、本県の状況にふさわしい施設機能の在り方等について引き続き検討します。
- ・ 施設入所者の生活の質（QOL）の向上やプライバシーの確保を図るため、施設の重度化・高齢化対応、個室化を推進するとともに、地域移行の受け皿となるグループホームやショートステイの整備に必要な支援をしていきます。

④ 相談支援

計画相談支援については、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案し、利用者数の見込みを定めています。

また、地域相談支援については、施設入所者の地域生活への移行者数や入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを定めています。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画相談支援	利用者数	人	2,001	2,118	2,047	2,117	2,185	2,258
地域相談支援 (地域移行支援)	利用者数	人	0	1	1	15	16	18
地域相談支援 (地域定着支援)	利用者数	人	49	51	54	64	68	71

【見込量確保のための方策等】

- ・ 障害者総合支援法等に基づく計画相談支援や地域移行支援・地域定着支援、児童福祉法に基づく障害児相談支援等の必要なサービス量が確保できるよう相談支援従事者の養成や資質の向上を図るとともに、市町村と連携して事業者の拡大に努めます。
- ・ 相談支援業務に従事する者の資質の向上と新規従事者の養成を図り、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するための技術の習得を目指し、相談支援従事者研修を実施します。

⑤ 障害児通所支援

障害児通所支援については、原則として、市町村障害福祉計画における見込み量を積み上げたものを基本としながら、必要量を見込んでいます。

〔各年度の見込量（１か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
児童発達支援	利用 児童数	人	718	822	852	916	971	1,030
	利用量	人日分	4,502	5,094	5,123	5,732	6,037	6,363
放課後等デイ サービス	利用 児童数	人	1,570	1,769	1,905	2,022	2,137	2,258
	利用量	人日分	19,615	22,582	23,336	24,656	25,995	27,399
保育所等訪問 支援	利用 児童数	人	8	22	45	59	68	75
	利用量	人日分	10	24	54	77	91	100
居宅訪問型児 童発達支援	利用 児童数	人	0	0	0	8	9	12
	利用量	人日分	0	0	0	25	27	29

※「人日分」：月間の利用人員×平均利用日数

【見込量確保のための方策等】

- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供など、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう体制の整備を図ります。
- ・ 障害児に対し質の高い専門的な発達支援を行う施設として、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

Ⅲ

各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量等（活動指標）の見込み及びその見込量の確保のための方策

⑥ 障害児入所支援

障害児入所支援については、県において必要量を見込んでいます。

〔各年度の見込量（１か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
福祉型障害児 入所支援	利用児童数	人	50	45	47	46	45	44
医療型障害児 入所支援	利用児童数	人	36	39	37	36	35	34

【見込量確保のための方策等】

- ・ 専門的機能や地域支援機能の強化を図ります。
- ・ 障害児に対し質の高い専門的な発達支援を行う施設として、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。
- ・ 18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、県や市町村、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関と協議を行う体制の充実を図り、円滑な移行調整に努めます。

○障害児入所施設（福祉型）

施設名	運営主体	定員
県立黒部学園	富山県	50
県立砺波学園	富山県	50

○障害児入所施設（医療型）

施設名	運営主体	定員
県リハビリテーション病院・こども支援センター	(福) 富山県社会福祉総合センター	50
あゆみの郷	(福) 秀愛会	57
富山病院	独立行政法人国立病院機構	170
北陸病院	独立行政法人国立病院機構	50

⑦ 障害児相談支援

障害児相談支援については、計画相談支援に準じた方法で、障害児通所支援受給者数の伸び率をもとに、利用児童数の見込みを定めています。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害児相談支援	利用児童数	人	662	797	835	886	945	1,011

【見込量確保のための方策等】

- ・ 障害児通所支援等の必要なサービス量が確保できるよう相談支援従事者の養成や資質の向上を図るとともに、市町村と連携して事業者の拡大に努めます。

⑧ 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等が着実に整備されるとともに、整備後も地域のニーズや課題に答えられているか等について、継続的に検証及び検討を行うために、以下に掲げる事項を活動指標として設定します。

〔各年度の見込量〕

区 分	単 位		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
地域生活支援 拠点等の整備	整備 箇所数	箇所	4	4	6	7	7	7
コーディネーター の配置人数	配置人 数	人	－	－	12	14	14	21
検証及び検討 の実施	実施回 数	回	11	14	9	13	13	13

【見込量確保のための方策等】

- ・ 地域生活支援拠点等については、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築による機能の充実を進め、また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るために、支援ニーズの把握や地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

※ 地域生活支援拠点等には、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備することが求められているが、具体的な方策としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ① 相談
 - ・ ワンストップの相談窓口、初期対応の相談窓口の設置
 - ・ 要支援者の把握や事前登録による緊急時への備え
- ② 体験の機会・場
 - ・ 障害者本人や家族に将来の生活を考えてもらうきっかけとしての利用勧奨
 - ・ 既存のグループホームの活用
- ③ 緊急時の受け入れ・対応
 - ・ 事前登録制でのスムーズな受入れ
 - ・ 短期入所等の空床確保
 - ・ 介護を要する障害者や強度行動障害者の受入れ
 - ・ 医療的ケアが必要な障害者への対応としての病院との連携
- ④ 専門性
 - ・ 相談機能の充実のための研修強化
 - ・ ピアヘルパーやピアカウンセラー等の養成
- ⑤ 地域の体制づくり
 - ・ 関係機関のネットワーク化

⑨ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行を進めるため、以下に掲げる事項を活動指標として設定します。

〔各年度の見込量〕

項 目	第6期 目標値	R4実績	目標値	考え方
障害者に対する職業 訓練の受講	6 人	13 人	18 人	令和8年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練受講者数の見込み
福祉施設から公共職 業安定所への誘導	242 人	126 人	176 人	令和8年度において福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込み
福祉施設から障害者 就業・生活支援セン ター事業への誘導	75 人	71 人	99 人	令和8年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込み
公共職業安定所にお ける福祉施設利用者 の支援	101 人	52 人	73 人	令和8年度において福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込み

県では、これらの目標を実現させるための取組みとして、県教育委員会、労働局や公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等との連携・強化を図りながら、一般就労への移行の支援に積極的に取組みます。

また、各事業が円滑に実施されるよう、必要に応じて国や関係機関などに対しても要望を行います。

【見込量確保のための方策等】

- ・ 富山労働局等と連携し、障害者雇用の優良企業への訪問見学、障害者雇用制度・雇用実務に係る講座や、初めて障害者を雇用するための取組方法を分かりやすく説明するセミナーの開催により、企業の障害者雇用促進に努めます。
- ・ 障害者雇用推進員の企業訪問による障害者雇用制度の周知・普及や、障害者雇用に積極的な企業の取組み事例の紹介により、企業での雇用機会の拡大に努めます。
- ・ 富山県知的・精神障害者雇用奨励金や障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金、税制上の優遇措置等の周知と活用を促進を図ります。

- ・ 障害者一人ひとりに応じた就労と職場定着が進むよう、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用促進等を進めるとともに、民間企業等において短期の職場実習を行う「障害者チャレンジトレーニング事業」の推進や職場適応訓練、障害の態様に応じた多様な職業訓練等、一般就労に向けた取組みを充実します。
- ・ 雇用、福祉、教育の連携による就労支援を強化するため、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、サービス事業者及び特別支援学校等による就労支援のネットワークづくりを進めます。

⑩ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

コーディネーターの配置人数は、県に医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置、及び原則として、市町村障害福祉計画における見込み量を積み上げたものを基本としながら、必要量を見込んでいます。

〔各年度の見込み〕

区 分	単 位		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
県における医療的 ケア児等の支援を 総合調整するコー ディネーターの配 置人数	配置 人数	人	1	2	2	2	2	2
市町村における医 療的ケア児等に対 する関連分野の支 援を調整するコー ディネーターの配 置	配置 人数	人	37	52	53	56	59	62

【見込量確保のための方策等】

- ・ 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児等支援コーディネーターをはじめとした支援人材の育成を行います。

⑪ 発達障害者等に対する支援

発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）が身近な地域において必要な支援を受けられるよう、以下に掲げる事項を活動指標として設定します。

〔各年度の見込量〕

区 分	単 位		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
発達障害者支援 地域協議会の開催	開催 回数	回	4	4	4	4	4	4
発達障害者支援 センターによる 相談支援	相談 件数	件	1,115	1,212	1,200	1,200	1,200	1,200
発達障害者支援 センター及び発達 障害者地域支援 マネジャーの 関係機関への助 言	助言 件数	件	131	122	130	140	150	160
発達障害者支援 センター及び発達 障害者地域支援 マネジャーの 外部機関や地域 住民への研修、啓 発	研修、 啓発 件数	件	210	218	220	230	240	250
ペアレントトレ ーニングやペア レントプログラム 等の支援プロ グラム等の受講 者数（保護者）	人数	人	69	60	81	115	121	123
ペアレントトレ ーニングやペア レントプログラム 等の支援プロ グラム等の実施 者数（支援者）	人数	人	-	-	26	30	31	32
ペアレントメン ターの人数	人数	人	37	37	37	45	45	45
ピアサポートの 活動への参加人 数	人数	人	174	235	175	200	200	200

【見込量確保のための方策等】

- ・ 発達障害者支援地域協議会における関係機関との協議等を通じて、医療、保健、福祉、教育、保育などの関係機関等との連携の強化のほか、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない一貫した支援体制の強化を図ります。
- ・ 青年期の発達障害者等を対象とした居場所作りに取り組みます。
- ・ 発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、発達障害者支援センターや発達障害者地域支援マネジャーにおいてきめ細やかな相談や情報提供、助言等を行います。
- ・ 保育に特別な配慮を必要とする子どもに対して、保育士等が適切に対応できるよう、保育所等への専門家の派遣や専門性の向上を図る研修を行います。
- ・ 医療・保健・福祉・教育等支援に係る多職種連携を推進する研修会を開催するなど、人材育成や連携体制の構築に努めます。

⑫ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単位		R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
精神障害者の 地域移行支援	利用者数	人	1	12	13	15
精神障害者の 地域定着支援	利用者数	人	46	56	60	62
精神障害者の 共同生活援助	利用者数	人	329	345	362	376
精神障害者の 自立生活援助	利用者数	人	3	7	8	10
精神障害者の 自立訓練(生活 訓練)	利用者数	人	51	58	61	62

[精神病床における退院患者の退院後の行き先]

区 分	在宅	精神病床・ その他病床	障害福祉施設	介護施設
直近5年間 平均	140 人	53 人	12 人	19 人

【見込量確保のための方策等】

- ・ 病院の退院後生活環境相談員が中心となり、地域のサービス事業者等と連携し退院を支援するほか、病院や厚生センターの家族相談会等にピア・フレンズを派遣するなど、当事者の立場から精神科病院に長期間入院している精神障害者が地域生活へ移行できるよう支援します。
- ・ 研修を通して精神保健福祉分野について理解を深めた地域のサービス事業者等を育成し、地域における精神障害者の受入体制整備に努めます。

⑬ 障害福祉サービスの質を向上させる取組み

障害福祉サービス等の質を向上させるため、以下に掲げる事項を活動指標として設定します。

[各年度の見込量]

区 分		単位		R5 年度 (実績見込)	R6 年度	R7 年度	R8 年度
相談支援専門員研修	初任者研修の修了者数	修了者数	人	44	60	60	60
	現任研修の修了者数	修了者数	人	63	60	60	60
	主任研修の修了者数	修了者数	人	12	14	17	20
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修	基礎研修の修了者数	修了者数	人	147	140	140	140
	実践研修の修了者数	修了者数	人	67	160	80	80
	更新研修の修了者数	修了者数	人	167	180	180	180
意思決定支援ガイドライン等を活用した研修		回数	回	1	1	1	1
		修了者数	人	50	50	50	50
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		体制の有無		—	有	有	有
指導監査の結果を全市町村と共有する回数		回数	回	—	1	1	1

【見込量確保のための方策等】

- ・ 障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果を年1回以上全市町村と共有する機会を設けるほか、相談支援専門員やサービス管理責任者等の計画的な養成や意思決定支援に関する研修の推進に努めます。